

## 平成22年度第1回愛知県都市計画審議会

平成22年9月9日(木)午後1時

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

### 【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから、平成22年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

愛知県では、9月30日までの期間を「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」実施期間としており、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は、軽装、ノーネクタイで対応させていただいております。

また、各委員の皆様にもご協力を呼びかけているところでございます。どうぞ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。携帯電話は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきまして、鞆等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。

以上、注意事項を遵守して、審議会を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

### 【会長(名城大学教授 松井 寛)】

会長の松井でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、本年度第1回目の愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、愛知県の都市計画におきましては、平成18年度より約40年ぶりの都市計画区域の再編に伴う見直しを進めてまいりました。今年度は、この都市計画の見直しの最終段階として、9月及び10月の2回にわたりまして審議会を開催いたすことにしております。

本日の都市計画審議会におきましては、都市計画区域の再編を含む31議案の上程を予定しております。委員の皆様方には、長時間のご審議をお願いすることになりますが、議事が円滑に進行いたしますようご協力をお願いいたしまして、あいさつとかえさせていただきます。

**【事務局】**

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せてご覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました小牧市長の中野直輝委員でございますが、本日はご欠席でございます。

県議会の議員として委員をお願いいたしました小林秀央委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 小林秀央）】**

よろしく。

**【事務局】**

伊藤勝人委員でございますが、若干到着が遅れております。

中野治美委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 中野治美）】**

どうぞよろしく。

**【事務局】**

高橋正子委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 高橋正子）】**

こんにちは。

**【事務局】**

森井元志委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 森井元志）】**

こんにちは。

**【事務局】**

昨年度から引き続き委員をお願いしております木藤俊郎委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 木藤俊郎）】**

お願いします。

**【事務局】**

市町村議会の議長を代表して委員をお願いいたしました碧南市議会議長の木村健吾委員でございます。

**【委員（碧南市議会議長 木村健吾）】**

こんにちは。木村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

以上でございます。

なお、本日は、都市計画区域の再編及び区域区分の審議のため、愛知県農業協同組合中央会会長、倉内巖委員始め3名の臨時委員の方々にご出席をお願いしております。

次に、平成22年度愛知県都市計画審議会幹事でございますが、お手元に幹事一覧表を配付させていただきましたので、この一覧表をもって紹介に代えさせていただきます。なお、本日出席しております幹事の枠を黄色で表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を始めまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として後藤節子委員、小林秀央委員を指名いたします。

また、先ほど事務局からご紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、当審議会常務委員会委員に指名いたします。市町村の長を代表して委員をお願いいたしました中野直輝委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち伊藤勝人委員、高橋正子委員、木藤俊郎委員、以上の方々を指名いたします。

早速、審議に入ります。

本日はご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画区域、弥富都市計画区域、津島海部西部都市計画区域及び瀬戸都市計画区域の変更について」から第31号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」までの31議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域、弥富都市計画区域、津島海部西部都市計画区域及び瀬戸都市計画区域の変更について」から第6号議案「豊橋渥美都市計画区域、

宝飯都市計画区域及び新城都市計画区域の変更について」までは関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。議案説明が長時間になりますので、どうぞ着席して説明をお願いいたします。

【都市計画課長 堀田信寿】

都市計画課長の堀田でございます。議長のお許しをいただきましたので、座って説明させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の審議会におきましては、議案書を始め説明資料が多いために、当該箇所を抜粋してモニターにより説明を進め、必要に応じて参考資料等をご覧いただきます。また、机の上にお配りいたしましたA3黄色の「議案書・議案概要説明書・図面・参考資料の該当ページ等一覧表」をご用意いたしました。これをご覧いただきますと、上から議案順に関連する資料の一覧が表示してございます。例えば、第1号議案から第6号議案でございますが、表の右の方へ順にご覧いただきますと、議案書は1ページから28ページ、議案概要説明書は1ページから3ページ、図面番号は1から9、後ほどご説明いたします「A3青色表紙の参考資料」は1ページがそれぞれ関連いたしますページ等であることを示しております。この一覧表をご参考にしていただきまして、効率的な進行に努めてまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

まず、議案の説明に先立ちまして、今回の「都市計画の見直し」の概要を説明いたします。

A3青色表紙の参考資料1ページをご覧ください。また、モニターによりまして同様の資料を表示いたしますので、併せてご覧ください。

愛知県では、人口減少・超高齢社会の到来、中心市街地の空洞化、市町村合併などの社会経済情勢の変化や、地球温暖化や都市のヒートアイランド現象などの環境問題に的確に対応することを目的として、都市計画区域の再編を始めとした「都市計画の見直し」を行うことといたしました。

「都市計画の見直し」を進めるにあたりましては、平成18年に学識経験者で構成いたします「愛知の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会」を設置いたしまして、専門的な立場から、現状を踏まえた「今後の都市のあり方」、「都市計画区域のあり方」、「土地利用のあり方」などに関する議論を経て、平成19年6月に委員会の提言がございました。この提言に基づきまして、パブリックコメントを経て、平成19年10月に本県の「新しい都市

計画の基本的方針」を策定いたしました。この基本的方針では、「都市づくりの基本理念と基本的な方向性」、「都市計画区域の再編」、「今後の土地利用の方針」、この3本柱を提示しております。

これを踏まえまして、平成20年より市町村とも協調しながら、具体の都市計画の素案の作成、関係機関との調整を行ってまいりました。平成21年秋には、根幹的な都市計画となります「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」と「区域区分」について素案を作成・公表し、11月下旬から12月中旬にかけて公聴会を開催いたしました。その後、都市計画の案を作成し、縦覧などの都市計画の手続を進めてまいりました。

今回、都市計画法に基づく手続が整いましたことから、都市計画区域の再編を始め関連する議案を、本審議会においてご審議いただくものでございます。

以上が「都市計画の見直し」に関するこれまでの経緯でございます。

それでは、都市計画区域の再編につきまして、説明いたします。

まず、図面番号1をご覧ください。

都市計画区域は、「一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域」として都道府県が「指定」いたします。現在、愛知県における都市計画区域は、モニターの方もご覧いただきたいんですが、図面左側にお示した20区域でございます。これは、それまで52ありました都市計画区域を、昭和44年に19都市計画区域に再編し、その後、平成6年に豊田市北部の旧藤岡町を20番目の藤岡都市計画区域として追加したものでございます。今回は、およそ40年ぶりの再編ということになります。

その背景、要因でございますが、市町村合併の進展によりまして、豊田市が藤岡町と合併いたしましたことから、豊田市1市に豊田都市計画区域と藤岡都市計画区域の2つの都市計画区域が存在することになり、それを解消する必要に迫られたこともありました。加えて、モータリゼーションや高度情報社会の進展などから、その20の都市計画区域が「一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域」の範囲としては適切ではないと考え、この度、都市計画区域を再編することとしたものでございます。

この再編にあたって、一体の都市として適切な都市計画区域とするため、土地利用の状況、地形等の自然的条件、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の状況、社会的・経済的な区域の一体性など、様々な指標を調査し、検討いたしました。

とりわけ、通勤や買い回りなどの日常生活を基本とし、消防やごみ処理、医療・福祉などの公共サービス圏域が、都市計画区域に包含されることに配慮し、図面右側にお示しし

た6つの都市計画区域に再編することといたしました。

それでは、第1号議案から第6号議案を説明いたします。

まず、第1号議案でございますが、図面番号2をご覧ください。図面につきましては、左側に現在の都市計画区域を、右側に再編後の都市計画区域を、下にその区域に含まれる市町村等を示しております。名古屋都市計画区域、弥富都市計画区域、津島海部西部都市計画区域及び瀬戸都市計画区域を一つの都市計画区域として、新たに名古屋都市計画区域とするものでございます。この都市計画区域は、名古屋市を始め11市5町1村で構成し、地先公有水面を含むものといたします。

次に、第2号議案でございます。図面番号3をご覧ください。稲沢中島都市計画区域、尾張西部都市計画区域、尾張北部都市計画区域及び春日井都市計画区域を一つの都市計画区域として、新たに尾張都市計画区域とするものでございます。この都市計画区域は、一宮市を始め7市2町で構成いたします。

次に、第3号議案でございます。図面番号4をご覧ください。知多北部都市計画区域、衣浦西部都市計画区域、常滑都市計画区域及び南知多都市計画区域を一つの都市計画区域として、新たに知多都市計画区域とするものでございます。この都市計画区域は、半田市を始め5市5町で構成いたします。なお、地先公有水面は含みますが、南知多町については、これまでどおり離島の篠島及び日間賀島を除く範囲といたします。

続いて、第4号議案でございます。図面番号5をご覧ください。豊田都市計画区域及び藤岡都市計画区域を一つの都市計画区域として、新たに豊田都市計画区域とするものでございます。この都市計画区域は、豊田市及びみよし市の2市で構成いたします。なお、豊田市については、平成17年4月の合併以前の旧豊田市及び旧藤岡町を都市計画区域とし、それ以外はこれまでどおり都市計画区域外といたします。

次に、第5号議案でございます。図面番号6をご覧ください。衣浦東部都市計画区域、岡崎都市計画区域及び西尾幡豆都市計画区域を一つの都市計画区域として、新たに西三河都市計画区域とするとともに、これまで都市計画区域外でありました旧額田町の一部区域を西三河都市計画区域に編入するものでございます。この西三河都市計画区域は、岡崎市を始め7市4町で構成いたしますが、岡崎市につきましては、平成18年1月の合併以前の旧岡崎市の区域と旧額田町の一部の区域といたします。また、地先公有水面は含みますが、一色町については、これまでどおり離島の佐久島を除く範囲といたします。

次に、新たに西三河都市計画区域に編入する区域について、説明をいたします。図面番

号7をご覧ください。図面の左が岡崎市の市街地を示しており、左上から右下にかけて赤色の線で国道1号、青色の線で東名高速道路を示しております。図面左側が旧岡崎市であり、現在の都市計画区域でございます。右上の着色されたところが旧額田町であり、現在、都市計画区域外でございます。真ん中より右下にかけて青色の太い点線でお示しておりますのが、平成26年度に開通を予定しております新東名高速道路でございます。ちょうど線の中央、旧額田町役場の辺りに（仮称）額田インターチェンジが開設される予定でございます。このインターチェンジの開設により開発圧力が高まることが想定されますが、旧額田町は都市計画区域外であることから、都市的な土地利用規制、誘導が行われていないため、現在は、いわゆる乱開発に対して無防備な状態でございます。したがって、インターチェンジの整備効果を適切に受け止め、地域の活性化につなげるとともに、無秩序な開発を防ぐため、平坦地が多く集落が分布しているインターチェンジ周辺、図面中央やや右側の山吹色で囲まれた区域でございますが、この区域約3,382haを西三河都市計画区域に編入し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るものでございます。

図面番号8をご覧ください。編入区域の範囲を詳細に示したものでございます。編入区域の範囲でございますが、インターチェンジから繋がる道路の連続性や地形的な条件、岡崎市や地元の意向などを総合的に勘案し、概ね旧額田町の大字境を基に設定いたしました。

次に、第6号議案でございます。図面番号9をご覧ください。豊橋渥美都市計画区域、宝飯都市計画区域及び新城都市計画区域を一つの都市計画区域として、新たに東三河都市計画区域とするものでございます。この都市計画区域は、豊橋市を始め、5市で構成いたします。なお、新城市については、平成17年10月合併以前の旧新城市の区域といたします。また、地先公有水面を含むものといたします。

以上で都市計画区域に関する説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

山本委員、お願いします。

【委員（名古屋文理大学教授 山本和子）】

今の説明で、西三河の都市計画区域の旧岡崎市を中心とする区域に新たに一部、今までは都市計画区域に入っていなかった地域が含まれるということでございますけれども、そうなりますと、今までは都市計画とは無縁な土地であったところが新たに都市計画区域に入るといことはどのような変化が実際に、具体的にどんなことが起こり得るのかという

ことと、そういう変化があるということとその地域の方々にどのような方法で周知されたのでしょうか。また、どのようなご意見があったのでしょうか。その点をちょっとお伺いしたいと思います。

【都市計画課長 堀田信寿】

お答えいたします。

後ほど、第7号議案の準都市計画区域の指定の説明の時に使用いたします資料でございますが、A3参考資料の2ページをご覧ください。この資料でございますが、一番右の列が都市計画区域外でございます。額田地域の、編入いたします地域の現在の状態ということになります。都市計画区域に編入されますと、一番左の状態、都市計画区域と書いてございます、一番左側の状態となります。

ご質問の第1点目でございますけれども、土地利用規制といたしましては、区域区分、いわゆる線引きでございますけれども、線引きいたしますと用途地域等を定めることができるようになります。それから、開発許可の対象については、上から3つ目の枠になりますけれども、これまでは1万㎡以上が許可の対象でございましたが、市街化区域では500㎡以上ということが許可の対象になりますし、市街化調整区域に指定されますと、開発許可の技術基準と立地基準の適用によりまして強力な開発規制がなされることとなります。それから、4つ目に建築物の規制という欄がございますけれども、建築基準法におけます接道義務や、建ぺい率、容積率などの集団規定が適用されることとなります。これまでは各個別の住宅についてのみの規制でございましたが、一般的には、集団での規制が適用されることとなります。それから、また、各種の都市計画事業の活用が可能ということになります。

それから、2点目の住民の方々への周知ということでございますが、平成18年度から岡崎市におきまして、延べ10回の都市計画の勉強会、延べ7回の説明会の開催、また、市の方で説明会の資料をホームページに掲載するとともに、適宜、個別相談会を開催したりいたしまして、それから、町内会の回覧や市政だよりなどを用いて周知を図ってまいりました。

また、建築制限等の土地利用規制が強化されますので、平成22年6月11日から6月25日までの間、都市計画法に準じまして、任意で公衆の縦覧に供しました。なお、説明会等を通じて直接住民の皆様とやりとりをいたしました岡崎市からは、説明会等を通して大きな反対はなかったというふうに聞いておりまして、先ほど申し上げました、縦覧時にも意見

書の提出等もございませんでした。

以上でございます。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第1号議案から第6号議案までにつきまして、都市計画法第5条第6項において準用する同法同条第3項の規定により、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと定められていることから、愛知県都市計画審議会に諮問された案件でございます。

それでは、ご意見もないようですので、県が作成した都市計画区域の変更案のとおり、現在の20都市計画区域を再編して6都市計画区域に変更することについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

それでは、第1号議案から第6号議案までにつきましては、原案のとおりとすることに異議ないものと認めます。

続きまして、第7号議案「新城長篠準都市計画区域の指定について」及び第8号議案「用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の指定の変更について」は関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

議案の説明に入ります前に、愛知県では初めての指定となります準都市計画区域について説明をいたします。

先ほど使わせていただきました、A3青色参考資料の2ページをご覧ください。都市計画区域、準都市計画区域、都市計画区域外について、その違いを示したものでございます。準都市計画区域とは、真ん中の欄に赤で囲った部分でございますが、平成12年の都市計画法の改正によりまして新設された制度で、「そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障を生ずるおそれがあると認められる区域」、これを都道府県が指定できるものであり、土地利用の整序を行うことを主な目

的としております。

土地利用規制については、区域区分は定められないものの、用途地域や特定用途制限地域などを定めることにより、土地利用の整序や一定の開発抑制を可能といたします。

開発許可については、都市計画区域外では1万㎡以上の開発行為が許可の対象であるのに対し、準都市計画区域では3,000㎡以上の開発行為が許可の対象となります。

また、建築規制については、接道義務や建ぺい率、容積率などの建築基準法による集団規定の適用により、計画的な土地利用の誘導や一定の都市基盤整備水準の確保が可能となります。なお、都市計画事業を活用した都市基盤整備はできません。

それでは、第7号議案を説明いたします。図面番号10をご覧ください。また、併せてモニターについてもご覧ください。図面左下が新城市の市街地を示しており、左下から右上にかけて赤色の線で国道151号を示しております。黒の太線より左側が旧新城市であり、現在の都市計画区域でございます。この黒の太線より右側が旧作手村や旧鳳来町であり、現在、都市計画区域外でございます。左やや下から右下にかけて青色の点線で表示しておりますのが、平成26年度に開通予定の新東名高速道路でございます。ちょうど線の中央あたりの新城市八束穂に（仮称）新城インターチェンジが開設される予定でございます。

このインターチェンジの開設により、交通利便性が向上することなどから開発圧力が高まることが想定されます。現在、インターチェンジの周辺は、都市計画区域の市街化調整区域であるため、原則として開発が抑制されておりますが、多くの平坦地がある旧鳳来町長篠地区は都市計画区域外であり、国道151号によるアクセスが容易であることから、無秩序な開発の懸念があります。

この長篠地区は、第5号議案で説明いたしました岡崎市の額田インターチェンジ周辺とは異なり、新城市としては、当面、都市基盤整備を進めるなどの都市的土地利用を行う予定がございません。したがって、新たに都市計画区域に編入するのではなく、緑色で囲まれた区域、約252haを土地利用の整序のみを行う準都市計画区域に指定することで、乱開発を防止するとともに、生活環境や自然環境を保全するものでございます。

図面番号11は、準都市計画区域の範囲について、その詳細を示しております。準都市計画区域として、旧鳳来町役場のあった新城市長篠地区及び長篠地区と一体的な集落が形成されている富栄地区の一部の区域を指定いたします。なお、これらの地区のうち、既に厳しい土地利用規制が行われている天竜奥三河国定公園の特別地域、モニター上では黄緑色で表示しておりますが、この特別地域の部分は準都市計画区域には指定いたしません。

本案件につきましても、先ほど説明いたしました第5号議案の額田地区を新たに西三河都市計画区域に編入する場合と同様に、建築制限等の土地利用規制が強化されるため、平成22年6月11日から6月25日までの間、都市計画法の縦覧に準じて、任意で公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市である新城市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

続きまして、第8号議案につきましては、建築指導課長から説明いたします。

【建築指導課長 山内常靖】

建築指導課長の山内でございます。

第8号議案を説明させていただきます。失礼ですけれども、座って説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

本議案は、用途地域の指定のない区域における建築物の制限に関するものでございます。議案の説明に入る前に、本案件における用途地域の指定のない区域の建築物の制限の状況について説明いたしますので、お手元のモニターをご覧ください。

建築基準法第41条の2の規定に基づき、都市計画区域及び準都市計画区域内においては、いわゆる集団規定が適用され、用途地域の指定のない区域の建築物の制限を法に定める選択肢の中から指定するものとされています。

それでは、議案書の35ページをご覧ください。平成13年の建築基準法の改正において、法第52条、第53条及び第56条に関する用途地域の指定のない区域の建築物の制限の選択肢が拡充されたことに伴い、都市計画区域である、表の左側、区域欄の(1)、(2)の区域につきましては、既に指定されております。今回、準都市計画区域の指定に伴い、計画書の区域欄(3)を新たに追加するものでございます。

A3参考資料の3ページの上段をご覧ください。現在、新城市には都市計画区域と都市計画区域外が存在いたします。都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分されており、市街化区域には用途地域が定められておりますが、市街化調整区域には用途地域が指定されておられません。新城市内の市街化調整区域については、用途地域の指定のない区域の建築物の制限が既に指定されております。

参考資料の下段をご覧ください。今回、新城市に新城長篠準都市計画区域が指定されることにより、建築基準法第41条の2の規定に基づき、準都市計画区域内について、用途地域の指定のない区域の建築物の制限に関する指定が必要になるものでございます。なお、この制限値については、特定行政庁である愛知県知事が指定するものでございます。

次に、議案概要説明書 5 ページをご覧ください。議案の区域欄(3)を抜粋したものでございます。指定すべき制限値としては、「容積率10分の20」、「建ぺい率10分の6」、「道路斜線勾配1.5」、「隣地斜線勾配1.25」とし、県内の大部分の用途地域の指定のない区域内と同じ値を指定するものでございます。隣地斜線の制限値としましては、良好な住環境の保全のため、住居系の用途地域が指定されている区域内と同じ値、勾配1.25を指定するものでございます。

次に、A3参考資料4ページ右下をご覧ください。勾配を指定することにより斜線制限の下の範囲内で高さの制限を行うものでございます。本案件につきましても、建築制限等の土地利用規制が強化されることから、平成22年6月11日から6月25日までの間、任意で一般の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、新都市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第7号議案につきましては、都市計画法第5条の2第2項の規定により、都市計画審議会の意見を聞かなければならないと定められていることから、愛知県都市計画審議会に諮問された案件でございます。

それでは、ご意見もないようですので、県が作成した指定案のとおり、準都市計画区域を指定することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】

ありがとうございます。

また、第8号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】

ありがとうございました。

第7号議案につきましては、原案のとおりとすることに、異議ないものと認めます。

また、第8号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第9号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第14号議案「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」までは関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

第9号議案から第14号議案を説明いたします。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画区域ごとに、県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。

この度、先ほどご審議いただきました都市計画区域の再編に伴い、新たな都市計画区域ごとに6つの方針を策定するものでございます。6つの方針は別冊1から別冊6でございまして、概要版のパンフレットも作成しておりますが、抜粋してモニターにより説明してまいります。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、いずれも同じ構成となっております。第1章「基本的事項」、第2章「愛知の新しい都市」、第3章「都市計画の目標」、第4章「区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針」、第5章「主要な都市計画の決定等の方針」により構成されております。

まず、第1章「基本的事項」及び第2章「愛知の新しい都市」については、6つの都市計画区域の共通事項でございます。第1章基本的事項では、位置付けや目標年次などを記載しており、平成22年を基準年次として、概ね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向を定めることとしております。ただし、市街化区域の規模などは10年後の平成32年を目標年次としております。

次に、第2章の「愛知の新しい都市」では、平成19年に策定した「新しい都市計画の基本的方針」を基に、愛知県全体におけるこれからの都市づくりの基本理念と基本方向を記載しております。全県の基本理念として、「優しさと逞しさ、ともに備えた都市をめざすこと」を掲げ、この理念のもと、現状と今後の都市づくりの課題を踏まえ、「多様な価値観や多文化を受容するコミュニティを育む都市」、「都市機能が適切に分担・連携された都市」、「交流によるダイナミズムを生み出すモビリティの高い都市」、「高度で幅広い産業の集積が進む都市」、「都市活動と自然環境が調和した安全で快適な都市」、この5つを都市づくり

の基本方向といたしました。

第3章の「都市計画の目標」では、1として「都市づくりの基本理念」、2として「都市づくりの目標」などを記載しております。「都市づくりの基本理念」につきましては、名古屋都市計画区域では、「高次都市機能と学術・文化・研究開発機能を擁した、世界と交流する環伊勢湾地域の中核都市づくり」、尾張都市計画区域では、「豊かな水と緑の中で、広域交通体系をいかして産業が力強く発展する都市づくり」、知多都市計画区域では、「半島の自然環境、歴史ある産業文化、広域交流拠点をいかした活力ある都市づくり」、豊田都市計画区域では、「都市と自然が調和して、環境にやさしいモノづくり拠点として世界をリードする都市づくり」、西三河都市計画区域では、「豊かな自然の中で、自立した生活圏と産業が連携して活力を生み出す都市づくり」、東三河都市計画区域では、「海・山・川と共生し、住み・働き・憩う機能が充実した人とモノが交流する都市づくり」をそれぞれ6区域の「都市づくりの基本理念」としております。

続いて、「都市づくりの目標」では、6つの都市計画区域において、それぞれが目指す基本理念の実現に向けて、5つの切り口により目標を掲げました。1つ目は、「人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標」、2つ目は、「都市機能の立地・誘導に向けた目標」、3つ目は、「広域交通体系および公共交通網構築に向けた目標」、4つ目は、「産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標」、そして、5つ目は、「環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標」でございます。

各都市計画区域における共通する目標として、「主要な鉄道駅周辺を活用した都心・まちなか居住を促進する」、公共交通網を軸として、自家用車に過度に依存しない生活圏を構築する、「物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地の周辺に新たな工業系市街地の形成を目指す」、「河川、公園、緑地などを活用した自然的環境インフラネットワークを形成し、緑豊かで快適な都市を目指す」、「環境負荷の低減が図られた都市を目指す」、そして、「地震、水害、土砂災害などに強い都市を目指す」などとしております。

次に、各都市計画区域個別の「都市づくりの目標」について、説明をいたします。

名古屋都市計画区域では、名古屋市の都心域を国際的・広域的な交流を生み出す広域拠点に位置付けるとともに、津島駅及び新瀬戸駅周辺を都市拠点に位置付け、都市機能の集積を目指すなどとしております。

次に、尾張都市計画区域においては、一宮駅周辺と春日井市鳥居松周辺を区域拠点に位置付けるとともに、犬山駅、江南駅、小牧駅、国府宮駅及び岩倉駅周辺を都市拠点に位置

付け、都市機能の集積を目指し、また、高蔵寺ニュータウンなどの大規模住宅団地では、多様な世代の交流とふれあいが生まれる住宅地の形成を目指すなどとしております。

続いて、知多都市計画区域においては、知多半田駅から半田駅を中心とする地区を区域拠点に位置付けるとともに、常滑駅、太田川駅、大府駅、朝倉駅及び緒川駅周辺を都市拠点に位置付け、都市機能の集積を目指し、また、中部国際空港、名古屋港、衣浦港を広域交流・物流拠点に位置付け、地場産業を活かした産業観光と連携し、魅力ある拠点づくりを目指すなどとしております。

次に、豊田都市計画区域においては、豊田市駅周辺を区域拠点に位置付け、都市機能の集積を目指し、また、世界的な自動車関連産業の中核として、知の拠点とも連携しながら世界を先導するモノづくり拠点の形成を目指すなどとしております。

次に、西三河都市計画区域においては、東岡崎駅から岡崎市康生を中心とする地区を区域拠点に位置付けるとともに、刈谷駅、安城駅、西尾駅、知立駅、碧南中央駅及び三河高浜駅周辺を都市拠点に位置付け、都市機能の集積を目指し、また、自然環境に恵まれた地域では、定住人口や週末人口を確保して、活力と魅力ある住宅地の形成を目指すなどとしております。

次に、東三河都市計画区域においては、豊橋駅周辺を区域拠点に位置付けるとともに、諏訪町駅、蒲郡駅、新城駅及び三河田原駅周辺を都市拠点に位置付け、都市機能の集積を目指し、また、自然環境に恵まれた地域では、定住人口や週末人口を確保して、活力と魅力ある住宅地の形成を目指すなどとしております。

次に、第4章「区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針」でございます。

「区域区分の有無」については、名古屋都市計画区域、尾張都市計画区域、知多都市計画区域、豊田都市計画区域及び西三河都市計画区域は、中部圏開発整備法における都市整備区域を含んでいるため、都市計画法第7条第1項の規定により、区域区分を定めることとなっております。一方、東三河都市計画区域は、この都市計画区域マスタープランにおいて「区域区分の有無」を定めるものでございます。東三河都市計画区域は、これまでも区域区分を定め、秩序ある市街地の形成を図ってきており、今後も都市的土地利用の無秩序な拡大による社会的費用の増加や環境悪化の防止、計画的な都市基盤施設の整備による良好な市街地の形成、市街地近郊の優良な農地との健全な調和などを図るため、引き続き区域区分を定めることとしております。

次に、「区域区分の方針」でございます。本県では、区域区分を行う際には、各種自然的

条件、社会経済的な一体性を考慮して、都市計画区域を超えた広域的な範囲を一つの単位として設定をしております。具体的には、名古屋、尾張及び知多都市計画区域で構成する尾張広域都市計画圏、豊田及び西三河都市計画区域で構成する西三河広域都市計画圏、並びに東三河都市計画区域の3つで設定をしております。このそれぞれの圏域において、目標年次における人口及び製造品出荷額等を想定して、その範囲内で土地利用計画をコントロールするものでございます。

尾張広域都市計画圏は、目標年次である平成32年の想定人口を約511万人、市街化区域内人口を約437万人、製造品出荷額等を約18兆円と想定しております。西三河広域都市計画圏は、目標年次である平成32年の想定人口を約157万人、市街化区域内人口を約122万人、製造品出荷額等を約27兆円と想定しております。東三河都市計画区域は、目標年次である平成32年の想定人口を約75万人、市街化区域内人口を約55万人、製造品出荷額等を約7兆円と想定しております。今後の市街化区域への編入は、住居系市街地については、この想定した人口の範囲内で、工業系市街地については、想定した産業規模の範囲内で行うこととしております。

次に、第5章「主要な都市計画決定等の方針」でございしますが、「1.土地利用」、「2.都市施設」、「3.市街地開発事業」、「4.自然的環境の整備または保全」の4つの項目に分類して記載しております。

まず、「1.土地利用」でございしますが、6つの都市計画区域における共通事項として、住宅地は、鉄道駅やバス停の徒歩圏、市役所や町村役場などの徒歩圏を中心に配置し、商業地は、中心市街地や拠点性のある主要な鉄道駅などを中心に、多様な都市機能の集積を高めて商業機能の充実を図るなどとしております。

次に、各都市計画区域の固有事項ですが、名古屋都市計画区域では、「広域拠点である名古屋市都心域に高次都市機能の配置を促進する」、「工業地については、東海環状自動車道、東名阪自動車道などのインターチェンジ周辺、名古屋港の臨海部、既に工場が集積している工業地の周辺及び知の拠点の周辺に配置する」などとしております。

尾張都市計画区域では、「高蔵寺ニュータウンや桃花台ニュータウンなどにおいて、関係機関による協議会の設置や住み替え支援などを含めた居住環境の維持・向上について方策を検討する」、「工業地については、東名・名神高速道路などのインターチェンジ周辺や、既に工場が集積している工業地の周辺に配置する」などとしております。

知多都市計画区域では、工業地について、知多半島道路などのインターチェンジ周辺、

名古屋港や衣浦港の臨海部、既に工場が集積している工業地の周辺に配置するなどとしております。

豊田都市計画区域では、工業地について、東名高速道路、東海環状自動車道などのインターチェンジ周辺、既に工場が集積している工業地の周辺や知の拠点の周辺に配置するなどとしております。

西三河都市計画区域では、工業地について、東名高速道路や新東名高速道路などのインターチェンジ周辺、衣浦港の臨海部や既に工場が集積している工業地の周辺に配置するなどとしております。

東三河都市計画区域では、工業地について、東名高速道路や新東名高速道路などのインターチェンジ周辺、三河港の臨海部や既に工場が集積している工業地の周辺に配置するなどとしております。

また、知多、西三河及び東三河都市計画区域では、まちなか居住や自然の中で農業を営みながらのゆとりある居住など、多様な住まい方に対応した良好な住宅地の供給と住宅の建設を促進するとしております。

続きまして、「2. 都市施設」のうち「交通施設」でございますが、6つの都市計画区域における共通事項として、「公共交通結節点の機能を強化し充実させることで、公共交通と自動車交通の適切な役割分担を図る」、「歩行者・自転車空間のネットワーク形成を図る」、「環状機能を持った道路の整備、交差点改良、踏切の解消などを促進する」などとしております。

次に、各都市計画区域の固有事項ですが、名古屋都市計画区域では、「中部国際空港や名古屋港を結ぶ広域的な道路網の充実を進める」、「名古屋港は、スーパー中樞港湾にふさわしい大水深岸壁の整備など施設の高度化を促進する」などとしております。

尾張都市計画区域では、中部国際空港や名古屋港と尾張都市計画区域を結ぶ広域的な道路網の充実を進めるなどとしております。

知多都市計画区域では、「中部国際空港、名古屋港、衣浦港につながる広域的な道路網の充実を進める」、「中部国際空港は、2本目の滑走路を整備することによる完全24時間化を促進し、空港機能の充実を図る」などとしております。

豊田都市計画区域では、中部国際空港、名古屋港、衣浦港と豊田都市計画区域を結ぶ広域的な道路網の充実を進めるなどとしております。

西三河都市計画区域では、「隣接する都市計画区域や衣浦港などを結ぶ広域的な道路網の

充実を進める」、「衣浦港の生産・物流拠点としての機能を強化する」などとしております。

東三河都市計画区域では、「西三河地域や遠州地域、三河港や東三河都市計画区域の観光資源などを結ぶ広域的な道路網の充実を進める」、「三河港を日本有数の自動車貿易港として更に機能を強化する」などとしております。

続きまして、「2．都市施設」のうち「下水道及び河川等」でございますが、6つの都市計画区域における共通事項として、「河川の改修を推進するとともに、総合的な治水対策の実施を図る」、「流域下水道などの整備を促進するとともに、下水処理の高度化を促進する」、「土砂災害対策を推進する」などとしております。

次に、各都市計画区域の固有事項として、名古屋都市計画区域では、「合流式下水道の改善を促進する」、「新川流域においては、流域水害対策計画に従って、また、境川流域においては、流域水害対策計画を策定して、効率的な浸水被害対策を実施する」などとしております。

尾張都市計画区域では、「合流式下水道の改善を促進する」、「新川流域においては、流域水害対策計画に従って、効率的な浸水被害対策を実施する」などとしております。

知多都市計画区域では、境川流域においては、流域水害対策計画を策定して、効率的な浸水被害対策を実施するなどとしております。

豊田都市計画区域では、境川・猿渡川流域においては、流域水害対策計画を策定して効率的な浸水被害対策を実施するなどとしております。

西三河都市計画区域では、「合流式下水道の改善を促進する」、「境川・猿渡川流域においては、流域水害対策計画を策定して、効率的な浸水被害対策を実施する」などとしております。

東三河都市計画区域では、合流式下水道の改善を促進するなどとしております。

続きまして、「3．市街地開発事業」でございますが、6つの都市計画区域に共通して、「土地区画整理事業については、既存ストックを活用しながら、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と、良質な住宅地や工業地の供給を促進する」、「市街地再開発事業については、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進する」、「事業の実施にあたっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、都心・まちなか居住の促進に重点をおく」などとしております。

最後に、「4．自然的環境の整備または保全」でございますが、6つの都市計画区域に共通して、「都市公園をはじめ、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺

など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進する」、「都市の高温化減少の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、都市公園を拠点とした自然的環境インフラネットワークの形成を図る」などとしております。

以上、第9号議案から第14号議案までの6つの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について説明いたしました。なお、これらの案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町村に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

少々説明に時間をちょうだいいたしましたけれども、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

山田委員、どうぞ。

【委員（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

1つ教えていただきたいんですが、集中豪雨などに対する治水対策で浸水被害を防止するというようなことがございますけれども、現在、おそらく時間雨量50mm対策をされていると思うんですが、1つはこれがされていない、あるいはまだ未整備のところはかなり残っているのかどうかという質問と、もう一つは、最近、非常に豪雨が50mmでは足りないというような状況の豪雨が出てきておりますけれども、それを県全体としてレベルアップして、もう少し強い雨に対する対策をしていくのかどうか。そのような方針があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

【都市計画課長 堀田信寿】

愛知県が管理しております河川では、流域面積が大きく、想定氾濫区域内に人口・資産が集積する主要河川においては、当面の整備として、概ね20年から30年に1度発生する洪水を、その他の一般河川においては、概ね5年に1度発生する洪水を安全に流すことを目標に河川整備を進めております。平成20年度末におきまして、当面計画的な整備を必要とする区間が約1,300kmございますが、その区間に対する整備率は約53%でございます。県管理河川の整備率はまだ低い状況にございまして、県内では毎年のように浸水被害が発生しております。このため、人口・資産が集中し、治水上の緊急性が高く、整備効果が早期に発現される箇所等から重点的に河川改修を進めております。なお、当面の目標として、2015年までに整備率を53%から56%へ引き上げることを目標としております。

それから、2点目の大規模な豪雨への対応でございますが、ただいま申し上げましたように、河川の改修等を始めといたします整備と合わせまして、流域の総合的な対策といたしまして、流域での貯留、河川へすぐに流さずに、しばらくの間、どこか場所を定めて貯留するとか、それから、ポンプを計画的に止めたり、外へ流していただいたりして、破堤するのを少しでも防ぐというような、市町村と一体となって行うというような対策も講じております。

以上でございます。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第9号議案から第14号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第9号議案から第14号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第15号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第17号議案「名古屋都市計画臨港地区の変更について」までは関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

議案の説明に入ります前に、区域区分の総見直しにつきまして、その概要を説明いたします。

A3参考資料5ページをご覧ください。併せて、ちょっと細かいですが、モニターでも同様の資料をご覧ください。

まず、愛知県における市街化区域の変遷でございますが、資料右上に市街化区域面積の推移を示しております。当初、昭和45年に約10万2,670haの市街化区域を決定して以来、4回の総見直しと随時の一部見直しを経て、現在の市街化区域面積は約11万1,844haでございます。今回の市街化区域への編入は19市8町1村58地区、面積約446ha。一方、市街化調整区域への編入、いわゆる「逆線引き」は13の市町、27地区、面積約15ha。差し引き約431ha

の市街化区域の増加となり、総見直し後の市街化区域の面積は、約11万2,275haとなります。

今後は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中で説明いたしましたとおり、想定した人口や、産業規模の範囲内で、編入予定区域について、市街地整備等が確実になった時点で、随時に市街化区域へ編入することとしております。

また、その資料の下段には、「市街化区域へ編入する主な地区」の概要をまとめました。これらの地区については、個別具体の編入理由と合わせて説明をいたします。

次に、今回の総見直しでは、市街化区域の土地の境界とされた地形・地物等の変更に伴う局所的な境界の修正も行っております。A 3 参考資料 6 ページから12ページの「区域区分及び用途地域を変更する地区のうち、局所的に変更する地区の一覧表」これは都市計画区域ごとに示しておりますが、その一覧表によりまして、その変更の概要を抜粋して説明いたします。

この一覧表は、左から、変更地区の市町村名、該当する計画図等の図面番号、地区名、変更面積、変更前後の用途地域と容積率及び建ぺい率、変更理由を記載してございます。変更理由は、区域区分や用途地域の境界となっていた道路、河川、その他の地形、地物が、都市基盤施設の整備による拡幅や線形変更などに伴うもの等で、資料下側に赤色で枠取りされた から の5つのカテゴリーに分類いたしました。なお、第一種低層住居専用地域の高さ制限は、本県においてはすべて10mとしておりますので、表への記載は省略してございます。

議案の説明にあたりましては、都市計画区域の再編に伴う区域の広域化を考慮して、A 2 判の都市計画区域図の中で、総括図の番号に対応する区域を、黒枠で示しております。また、総括図 1 における区域区分に関する表示は、赤色の表示と青色の表示がでございます。赤色の表示は、市街化区域へ編入し、用途地域を指定する区域。青色の表示は、市街化調整区域へ編入する区域でございます。なお、市街化調整区域へ編入する区域は、用途地域を定めません。今回の総見直しでは、図面枚数が多いため、説明の際はモニターに表示いたしました図面で、該当箇所を点滅させて、位置等をお示しいたします。

それでは、第15号議案から第17号議案を説明いたします。

図面番号12の総括図と併せて、A 2 判の名古屋都市計画区域図をご覧ください。

図面中央右側、赤の実線で囲んだ区域が林先地区、図面上側、赤の実線で囲んだ区域が松ノ木島地区で、区域区分及び用途地域を変更しようとする地区でございます。また、図面左上、赤の実線で囲んだ区域が国道41号沿道青山地区で、用途地域を変更しようとする

地区でございます。

図面番号13の計画図をご覧ください。県営名古屋空港の南西側に隣接した林先地区は、主に旧名古屋空港の跡地の一部でございます。本地区は、旧国際線旅客ターミナル施設を活用した大規模商業施設が既に立地しており、良好な土地利用を推進するため、約11.5haを市街化区域に編入し、そのうち大規模商業施設として利用している区域、約11haを近隣商業地域、容積率200%、建ぺい率80%に、調整池として利用されている区域、約0.5haを第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に定めようとするものでございます。

図面番号14の計画図をご覧ください。県営名古屋空港北西側に隣接した松ノ木島地区も旧名古屋空港の跡地の一部でございます。空港機能と一体となった産業集積の推進を目的として、既存工場と一体的な土地利用を図るため、約3.4haを市街化区域に編入し、工業地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号15の計画図と16の参考図をご覧ください。この計画図は、国道41号沿道青山地区における用途地域の変更後を示したものでございます。また、図面番号16の参考図は、左側に変更前を、右側に変更後を示したもので、赤色の実線で囲んだ部分が用途地域を変更しようとする区域でございます。なお、今後、用途地域の変更に関する説明におきましては、同様に計画図と参考図により説明をいたします。国道41号沿道青山地区は、国道41号沿道の区域を日常生活の利便性の向上を図り、幹線道路の沿道サービス施設と住宅が健全に共存する良好な土地利用を推進するため、約10.6haを適切な用途地域に変更しようとするもので、近隣商業地域から準住居地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。

次に、図面番号17の総括図2をご覧ください。図面中央少し左上、赤の実線で囲んだ区域が区域区分及び用途地域を変更しようとする榎山地区でございます。

図面番号18の計画図をご覧ください。低層戸建住宅地として地区計画が決定され、現在整備が進められている榎山地区は、計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていることから、約3.7haを市街化区域に編入し、第一種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

次に、図面番号19の総括図3と図面番号20と21の計画図をご覧ください。図面下側、赤色の太線が、区域区分、用途地域及び臨港地区を変更しようとする飛島埠頭地区でございます。本地区は、公有水面埋立事業の竣功により、公共埠頭用地として、約1.5haを市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%、また、併せて港湾管理者が適

正かつ円滑に管理運営するため、臨港地区を定めようとするものでございます。

続きまして、図面番号22の総括図4をご覧ください。勝幡地区、南河田地区、佐屋地区、篠田西部地区は、局部的な変更でございます。

図面番号26の計画図をご覧ください。例えばA3参考資料6ページ「一覧表」の篠田西部地区は、美和大治線の整備や、周辺の土地改良事業に伴う施設整備が進んだことに伴い、市街化区域の境界を、従来の道路から、美和大治線の道路中心線及び水路中心線等に変更しようとするものでございまして、局部的な変更理由、「道路や河川など都市基盤施設整備に伴うもの」にあたります。また、隣接地の用途地域を考慮し、甚目寺佐織線沿道を第一種住居地域、それ以外につきましては、第一種中高層住居専用地域に定めようとするものでございます。また、青色の実線で囲まれた区域については、市街化調整区域に編入しようとするものでございます。

続きまして、図面番号27の総括図5をご覧ください。白土地地区、藤坂地区、米野木駅前地区の3地区につきましても、局部的な変更でございます。

図面番号30の計画図と31の参考図をご覧ください。例えば、米野木駅前地区は、日進米野木駅前特定土地区画整理事業区域内における事業計画の変更に伴い、約0.09haを適切な用途地域に変更しようとするもので、局部的な変更理由、「その他の土地区画整理事業計画変更に伴うもの」にあたります。なお、住宅地に変更される区域を、第一種中高層住居専用地域に、また、緑地に変更される区域を、第一種低層住居専用地域に変更しようとするものでございます。

これらの案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、関係市町村に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第15号議案から第17号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第15号議案から第17号議案までにつきまして、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第18号議案「尾張都市計画区域区分の変更について」及び第19号議案「尾張都市計画用途地域の変更について」は関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

第18号議案及び第19号議案を説明いたします。

図面番号32の総括図1と併せて、A2判の尾張都市計画区域図をご覧ください。図面上側、赤色の実線で囲まれた区域が、区域区分及び用途地域を変更しようとする明知東地区、図面中央左側、赤色の実線で囲まれた区域が、用途地域を変更しようとする鷹来地区でございます。

図面番号33の計画図をご覧ください。中央自動車道小牧東インターチェンジから南東へ約1km、国道19号に近接した明知東地区は、約29.5haを周辺環境との調和に配慮した工業団地の整備を行う地区として、地区計画が決定され、計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていることから、市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号34の計画図と35の参考図をご覧ください。大学施設のある鷹来地区の周辺には、大規模な工業施設、流通業務施設や春日井市の総合体育館が立地しております。この大学施設は、春日井市の都市計画マスタープランにおいて、住工調和ゾーンとして、産官学の連携を図りつつ、大学と地域とが交流する文化のまちとして誘導するとされており、現在も総合体育館と共に市民交流の場としても利用されております。周辺環境と調和のとれたまちづくりを行うため、約13.7haを地区計画による適切な土地利用の誘導とあわせて、工業専用地域から、準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。

続きまして、図面番号39の総括図3及び40の計画図と41の参考図をご覧ください。小郷地区は、市街化区域の境界を北尾張中央道の道路端としておりましたが、都市計画道路の変更及び名鉄犬山線との交差方式の変更により、その境界を変更後の道路端に合わせるもので、局所的な変更理由、「道路の廃止や都市計画道路の計画変更に伴うもの」にあたります。また、変更後の道路線形を考慮して、用途地域は、沿道利用を図る区域である北尾

張中央道の北側道路端から30mまでの範囲を、第二種住居地域、その区域以外を隣接地の用途地域を考慮し、第一種住居地域へ変更しようとするものでございます。

これらの案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、関係市町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第18号議案及び第19号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第18号議案及び第19号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

それでは、次に参ります。

第20号議案「知多都市計画区域分の変更について」から第23号議案「知多都市計画道路の変更について」までは関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

第20号議案から第23号議案を説明いたします。

図面番号45の総括図1と併せて、A2判の知多都市計画区域図をご覧ください。図面中央右側、赤色の実線で囲まれた区域が、区域区分及び用途地域を変更しようとする半田市亀崎駅北地区、図面中央下側、赤色の実線で囲まれた区域が臨港地区を変更しようとする中央西地区、図面中央左側、赤色の実線で囲まれた区域が、区域区分及び用途地域を変更しようとする阿久比町役場周辺地区、図面右上、赤色の実線で囲まれた区域が、区域区分及び用途地域を変更しようとする東浦町石浜東飛山地区、その左上及び右上、赤色の実線で囲まれた区域が、それぞれ区域区分及び用途地域を変更しようとする緒川上舟木地区及び緒川浜田地区でございます。

図面番号46の計画図をご覧ください。ＪＲ武豊線亀崎駅のすぐ北側に位置します亀崎駅北地区は、地区内を都市計画道路知多西尾線が横断しております。また、まちづくりの一環として誘致した日本福祉大学が北側に立地し、周辺の住宅地とともに一体的にまちが形成されている約34.8haを市街化区域に編入するものでございます。隣接する市街化区域との一体性を考慮し、住宅地としての土地利用を図る地区として、第一種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率60%を基本としつつ、知多西尾線及びＪＲ武豊線沿いは、沿道利用や住環境に配慮し、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%。また、大学が立地している区域は、校舎の建築が一定の高さまで可能となるように、第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号47の計画図をご覧ください。中央西地区は、港湾管理者が公共埠頭として適正かつ円滑に管理運営するため、新たに約0.2haの区域を臨港地区に定めようとするものでございます。

図面番号48の計画図をご覧ください。名鉄河和線阿久比駅から北へ約200mに位置し、阿久比町役場を中心とした役場周辺地区は、中央公民館、消防署、中学校等の公共公益施設が集積し、中心市街地を形成していることから、約8haを市街化区域に編入し、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%を基本としつつ、幹線道路沿道及び鉄道沿線については、沿道利用や既存市街化区域との整合等を考慮し、第二種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号49の計画図をご覧ください。ＪＲ武豊線石浜駅から南西へ約1kmに位置する石浜東飛山地区は、道路、公園等の公共公益施設の計画的な宅地整備が進められている区域と隣接した開発済みの住宅地について、良好な土地利用を図るため、約21.1haを市街化区域に編入し、第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号50の計画図をご覧ください。知多半島道路東浦知多インターチェンジから東へ約4kmに位置する緒川上舟木地区は、工業用地として開発され、既に工場が稼働しており、良好な土地利用の推進を図るため、約23.9haを市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号51の計画図をご覧ください。ＪＲ武豊線緒川駅から南へ約500mに位置し、都市計画道路知多刈谷線沿いで商業店舗や住宅等が立地している緒川浜田地区は、駅を中心とした良好な土地利用を図るため、約1.6haを市街化区域に編入し、沿道利用や隣接する既存

市街化区域との整合等を考慮し、準住居地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

次に、図面番号52の総括図2をご覧ください。図面左上、赤色の実線で囲まれた大野地区は、局部的な変更でございます。また、赤色の破線が都市計画道路の変更対象路線を示しており、変更箇所を赤丸及び実線で表示しております。図面上部の大野久米線は、常滑市の骨格となる地区幹線道路として位置付けられております。また、緑色及び水色の実線が名鉄常滑線の左側の都市計画道路海岸線として、常滑市及び知多市が定める関連道路でございます。

図面番号54の計画図をご覧ください。都市計画道路の変更に関する計画図では、変更前の県決定路線を黄色の実線、変更前の市決定路線を水色の実線、変更後の県決定路線を赤色の実線、変更後の市決定路線を緑色の実線で示しております。この計画図は、大野久米線と常滑市決定の都市計画道路海岸線の交差点部である変更箇所を示しております。周辺市道により交通処理が可能なことから、水色で示してあります都市計画道路海岸線の一部区間を常滑市及び知多市が廃止しようとするものでございます。この廃止にあわせて、大野久米線と海岸線の交差点部がT字型からL字型に変更となるため、交差点の隅切り部分について一部区域を変更しようとするものでございます。

図面番号55の計画図をご覧ください。常滑半田線は、知多半島の東西軸として主要幹線道路に位置付けられております。現在の計画では、現道より南側へ線形を振るような黄色の実線で都市計画決定されておりますが、既存建築物への影響、道路構造令等を考慮し、赤色の実線のとおり線形を変更するものでございます。

続きまして、図面番号59の総括図4をご覧ください。図面右下、赤色の実線で囲んだ区域が区域区分及び用途地域を変更しようとする衣浦港3号地地区、その左上、赤色の実線で囲んだ区域が用途地域を変更しようとする道仙田地区でございます。また、臨港地区を変更しようとする地区として、道仙田地区の右上、赤色の実線で囲んだ区域が武豊地区の武豊埠頭、その右上、赤色の実線で囲んだ区域が武豊地区の武豊北埠頭でございます。また、赤色の破線が都市計画道路の変更対象路線で、その変更箇所を赤色の実線で表示しております。図面に青色の実線で示した国道247号の右側を上下に走る衣浦西部線は、衣浦臨海工業地帯の骨格となる都市幹線道路として、また、図面下部を左右に走る榎戸大高線は、常滑市と武豊町を結ぶ都市幹線道路として位置付けられております。図面下部を上下に走る武豊美浜線は、武豊町と美浜町を結ぶ都市幹線道路として新たに位置付けます。

図面番号60の計画図をご覧ください。衣浦港3号地地区は、公有水面埋立事業の竣工により、良好な工業用地の形成を図ることが可能となったことから、約1.9haを市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号61の計画図と62の参考図をご覧ください。道仙田地区は、工業専用地域として一体利用していた区域が都市計画道路衣浦西部線の線形変更により分断されることから、変更後の衣浦西部線の線形及び隣接地の用途地域を考慮し、約2.8haの区域を工業専用地域から準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。

図面番号63の計画図をご覧ください。この図面は、右方向を北として作成しております。衣浦西部線は、衣浦港3号地の埋め立て計画により、将来は工業地帯として大型車等の交通量の増加が見込まれることから、住環境への影響をできる限り緩和するため、線形を臨港道路の計画と合わせる都市計画の変更を行うとともに、車線数を変更しようとするものでございます。この線形の変更で衣浦西部線が黄色の実線から赤色の実線に変更されることにより、交通の円滑な処理のため、榎戸大高線を衣浦西部線の終点まで延伸するものでございます。また、これまでの衣浦西部線の榎戸大高線より南を分割して、この位置を起点として名称を衣浦西部線から武豊美浜線に変更するものでございます。衣浦西部線は、図面右側の古場武豊線との交差点から衣浦港3号地進入路との交差点までの間を、車道幅員3.25mの4車線、総幅員23.25mに変更し、右折帯を設けるため、交差点部を幅員26.25mにしようとするものでございます。

続きまして、図面番号64の計画図をご覧ください。武豊地区の武豊埠頭は、港湾管理者が公共埠頭として適正かつ円滑に管理運営するため、新たに約0.05haを臨港地区に定めようとするものでございます。

図面番号65の計画図をご覧ください。武豊地区の武豊北埠頭も、港湾管理者が公共埠頭及び臨海緑地として適正かつ円滑に管理運営するため、新たに約4haを臨港地区に定めようとするものでございます。

続きまして、図面番号66の総括図5をご覧ください。図面中央少し上側、赤色の実線で囲んだ区域が用途地域を変更しようとする名和南部西地区でございます。

図面番号67の計画図と68の参考図をご覧ください。本地区は、東海名和南部西土地区画整理事業及び名古屋半田線の事業の進捗にあわせ、名古屋半田線沿道約4haの区域を幹線道路の沿道にふさわしい適切な用途地域に変更しようとするもので、第一種住居地域から第二種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。

続きまして、図面番号69の総括図6をご覧ください。図面中央を左右に走っております名四国道線は、三重県北部から東三河を結ぶ広域的な東西軸として主要幹線道路に位置付けられており、変更箇所を赤丸で示しております。

図面番号70の計画図をご覧ください。名四国道線は、変更前を黄色い実線、変更後を赤色の実線で示したとおり、北崎インターチェンジとして整備されたランプの区域を変更しようとするものでございます。

ここまでが個別案件でございます。

ここで、「形式的な変更」及び「実質的な変更」の考え方について、A3参考資料13ページから18ページを用いて説明いたします。

A3参考資料13ページをご覧ください。併せてモニターでも同じ内容をご覧ください。都市計画区域の再編に伴う都市計画道路の変更につきましては、愛知県全体で603路線と膨大なうえ、変更内容も多岐にわたっておりますことから、13ページに13項目の変更内容及びそれらの区分を一覧表として整理いたしました。これは、都市計画案の縦覧の手の有無、道路の区域の変更を伴うかどうかにより、3つに分類したものでございます。上から順に、番から番までが形式的な変更ですが、これは、都市計画区域の再編により都市計画区域名や路線番号、路線名称などを変更する軽微なものであることから、都市計画案の縦覧を行わないものでございます。これを「A手続」としております。

次に、番から番までが実質的な変更のうち道路区域の変更を伴わないものですが、これは、道路延長や路線分割、統合などの変更を行うもので、計画書の数値などを変更することから都市計画案の縦覧を行うものでございます。これを「B手続」としております。

一番下の番が、実質的な変更のうち道路の区域の変更を伴うもので、地権者等の利害関係に直接影響を及ぼす重要なものでございます。これを「C手続」としております。

それでは、それぞれの変更項目の内容について、事例を用いて説明いたします。

A3参考資料14ページのイメージ図をご覧ください。イメージ図上段が再編前、下段が再編後のものでございます。黒枠が都市計画区域を、黒枠内の色のついた太い矢印が都市計画道路を示しております。再編前の隣接し合う都市計画区域において、各々定められていた路線を統合する事例でございます。

番「区域名の変更」は、宝飯都市計画区域と豊橋渥美都市計画区域が再編により東三河都市計画区域となるものでございます。

番「番号の変更」

番「名称の変更」及び 番「路線の統合」については、3・4・11号佐脇原国府線と3・5・43号北村前芝線を統合するとともに、名称を前芝国府線に改め、路線番号を振り直すものでございます。

番「地名の修正」は、平成22年2月に旧豊川市と旧小坂井町が合併したことから、計画書内の地名を変更する必要がある、主な経過地に記載の地名を変更するものでございます。

番「起点、終点の入替」は、起点及び終点を東西方向の道路は西から東へという一定の基準に基づき入れ替えを行うものでございます。

次に、この事例をA3参考資料15ページの計画書により説明いたします。

一番上に都市計画区域名に係る変更の記述があり、その下に計画書の新旧が上下で対比できるようにしてございます。上段が旧の計画書、下段が新の計画書となっております。変更する箇所について、変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。計画書は、左から路線番号、路線名、起点、終点、主な経過地の順になっており、先のイメージ図で説明した内容を表したものでございます。

続きまして、実質的な変更のうち、道路の区域の変更を伴わない 番「延長修正」から 番「構造事項修正」につきましても、同様に計画書の新旧の対比を用いて説明いたします。

A3参考資料の16ページをご覧ください。 番「延長の修正」及び 番「延長内訳の修正」は、図面の精度の向上による変更でございます。この表の例では、全体延長1,800mから1,770mに、車線数による内訳として、4車線の延長を890mから900mに、6車線の延長を910mから870mに変更するものでございます。このため、 番「代表幅員の修正」欄は、当該路線を代表する区間が6車線から4車線になり、また、幅員を30mから23mに変更するものでございます。

番「構造事項の修正」は、計画書の「地表式の区間における鉄道等との交差の構造」欄へ記載すべき事項を統一するため、自動車専用道路との立体交差の記述を加えております。また、幹線街路との交差箇所数についても変更するものでございます。

次に、 番「路線の分割・統合」は、A3参考資料17ページのイメージ図により説明いたします。都市計画道路の同一路線内に国道、県道、市町村道ができるだけ混在しないように、将来の道路管理体系を考慮して分割あるいは統合を行う変更でございます。左側の図が変更前でございます。茶色の実線が県道の現況道路、茶色の破線が市町村道の現況の

道路を示しており、T字状に交差しております。青色の太い矢印が都市計画道路を示しており、直線道路とL字状の道路が接続しております。このように、現況の道路の管理体系と異なっている都市計画道路について、右側の図のように、ピンク色の太い矢印と緑色の太い矢印に分割あるいは統合することにより管理体系と都市計画道路を一致させるものでございます。また、緑色の太い矢印については、市町村決定路線となります。

次に、一番「車線数の決定」は、車線数を検討していた路線について、今回、都市計画区域の再編にあわせて都市計画に定めるものでございます。

以上が変更項目 から までの「形式的な変更」及び「実質的な変更」の考え方に関する説明でございます。

次に、A 3 参考資料の18ページをご覧ください。縦軸に変更区分、横軸に都市計画区域として、変更路線数を整理いたしました。ご覧のとおり、A 手続が252路線、B 手続が334路線、C 路線が17路線、合計603路線でございます。603路線のうち、A 手続及びB 手続を合わせた586路線は、変更内容が重複することから参考資料の新旧対照表を用いて説明いたします。

今回は、知多都市計画区域及び西三河都市計画区域の179路線のうち、代表的な路線を説明いたします。第23号議案に関するA 手続25路線、B 手続39路線につきましては、モニターの表示はございませんので、A 3 参考資料19ページから33ページをご覧ください。この表は、先ほど上下対照で説明いたしましたが、新旧を左右で対比しております。右側が旧の計画書、左側が新の計画書となっており、変更箇所は、変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。

19ページをご覧ください。左側の新の計画書の一番左のA が手続区分を示しております。1 段目の伊勢湾岸道路は、都市計画区域を知多北部都市計画区域から知多都市計画区域に変更し、路線番号を1・2・4 から1・2・1 に振り直すものでございます。

次に、21ページをご覧ください。知多横断道路は、現在の衣浦西部都市計画区域と常滑都市計画区域に跨がって定められていたものを、都市計画区域の再編により知多都市計画区域に変更するとともに、路線を統合するものでございます。路線の統合により、起点は、右側上段の衣浦西部の行にあります半田市平和町4 丁目になり、終点は、右側中段の常滑の行にあります常滑市新開町4 丁目地先になるところでございますが、終点の地名が変更されているため、左側にありますように、常滑市りんくう町1 丁目に変更するものでございます。以降、A 手続及びB 手続に関する64路線について、新旧対照表において、同様に

青文字、赤文字により、その変更の内容をお示しいたしました。

本案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第20号議案から第23号議案までにつきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

それでは、異議ないものと認めまして、第20号議案から第23号議案までにつきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。

ただいま2時50分ですので、10分の休憩をとりまして、3時から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

（休憩 午後2時50分）

（再開 午後3時00分）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

それでは、再開させていただきます。

第24号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」及び第25号議案「豊田都市計画用途地域の変更について」は関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

第24号議案及び第25号議案を説明いたします。

図面番号71の総括図1とあわせて、A2判の豊田都市計画区域図をご覧ください。

図面やや右下、赤色の実線で囲まれた区域が区域区分及び用途地域を変更しようとする篠原町地区でございます。

図面番号72の計画図をご覧ください。

豊田市の中心部から北西に約8km、既存の工業団地に隣接する篠原町地区は、工業地としての機能強化を図るため、約23.1haを市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

次に、図面番号73の総括図2をご覧ください。

豊田市の中心部を示したものでございますが、越戸町地区、落合町地区、栄町地区は、局部的な変更でございます。図面中央やや左、赤色の実線で囲まれた区域が三軒町地区、図面下側、赤色の実線で囲まれた区域が寿町地区で、これら2地区は用途地域を変更しようとするものでございます。

図面番号74の計画図をご覧ください。例えば、A3参考資料9ページ、「一覧表」の越戸町地区は、市街化区域の境界としておりました鉄道が高架化されたことに伴い、その境界を高架化された鉄道の中心線に変更するもので、局部的な変更理由「鉄道の高架化や線形変更等に伴うもの」にあたります。また、隣接地の用途地域を考慮し、第一種住居地域を定めようとするものでございます。

図面番号77の計画図と78の参考図をご覧ください。

三軒町地区は、国道153号沿道に位置し、現在、用途地域は工業地域でございますが、地区内には戸建て住宅を中心とした住居系土地利用が進展し、更に、近年、地区内に立地していた工場や作業所の廃止や撤退もあり、工業系土地利用が縮小している地区でございます。このような住工混在の土地利用を解消し、良好な住居系土地利用を誘導するため、約21.8haの区域を工場地域から第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%並びに第二種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。

図面番号79の計画図と80の参考図をご覧ください。

寿町地区は、都市計画道路水源橋線の整備に伴い、その沿道地域を豊田市の都市計画マスタープランの位置付けに沿って、住宅と複合した商業地の形成を図るため、約12.8haの区域を、第二種住居地域、準工業地域及び工業専用地域から、準住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に変更しようとするものでございます。

これらの案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、関係市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第24号議案及び第25号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第24号議案及び第25号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第26号議案「西三河都市計画区分の変更について」から第29号議案「西三河都市計画道路の変更について」までは関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

それでは、第26号議案から第29号議案を説明いたします。

図面番号86の総括図1と併せて、A2判の西三河都市計画区域図をご覧ください。

図面中央、赤色の実線で囲んだ区域が、区域区分及び用途地域を変更しようとする上衣文地区でございます。また、本宿地区は、局部的な変更でございます。

次に、図面番号87の計画図をご覧ください。図面右下、国道473号に隣接し、また、現在建設中の新東名高速道路の(仮称)額田インターチェンジから南へ約2kmに位置する上衣文地区は、内陸用地造成事業の進捗に伴い、産業拠点として良好な土地利用の推進を図るため、約49.3haを市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号88の計画図をご覧ください。A3参考資料10ページ、「一覧表」の本宿地区は、局部的な変更理由「法面整備などに伴うもの」で、住宅地開発事業に伴い、市街化区域の境界としていた法尻の筆界を擁壁の端部へ変更するものでございます。また、隣接地の用途地域を考慮し、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

続きまして、図面番号89の総括図2をご覧ください。岡崎市の北部を示しております。図面中央上、赤色の実線で囲んだ区域が岩津地区、その下、赤色の実線で囲んだ区域が西

蔵前地区で、それぞれ区域区分及び用途地域を変更しようとするものでございます。森越地区、小呂地区は、局部的な変更でございます。

また、赤色の破線で示しておりますのが、都市計画道路の変更対象路線で、図面の上から下に走るのが都市計画道路蒲郡岐阜線、国道248号で、変更箇所を赤丸及び実線で示しております。蒲郡岐阜線は、西三河地方の南北軸として主要幹線道路に位置付けられております。同様に赤色の破線で表示しましたが、図面の下から東岡崎駅を經由して右に伸びておりますのが岡崎一色線で、変更箇所を赤丸及び実線で示しております。岡崎一色線は、一色町から東岡崎駅前を經由し、国道1号へ接続する路線として、都市幹線道路に位置付けられております。

図面番号90の計画図と91の参考図をご覧ください。岩津地区は、岩津支所及び北部地域交流センターから北へ1 km圏内に位置し、地区内を国道248号が縦断する利便性の高い地区でございます。岡崎市の都市計画マスタープランの沿道複合地としての位置付けに沿った良好な土地利用の推進を図るため、計画的な住宅地整備が行われる区域、約4 haを市街化区域に編入し、第二種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%及び準住居地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

また、地区の南側は、既に市街化区域でございますが、隣接地の用途地域を考慮し、第一種住居地域から準住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に変更しようとするものでございます。

続きまして、図面番号92の計画図をご覧ください。蒲郡岐阜線は、岩津地区の市街化区域の編入に伴い新設される岡崎市道との交差点において、円滑な交通処理を図るため右折車線を設置し、幅員を黄色の20mから赤色の23.1mに変更するものでございます。

図面番号93の計画図をご覧ください。西藏前地区は、国道248号の沿道の岩津支所及び北部地域交流センターから北へ1 km圏内に位置いたしますが、岡崎市の都市計画マスタープランにおける住宅市街地を形成する地区としての位置付けに沿った良好な土地利用の推進を図るため、約4 haを市街化区域に編入し、国道248号沿道であること及び隣接する市街化区域との一体性等を考慮し、第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%及び第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号96の計画図をご覧ください。本案件は、都市計画道路岡崎一色線の東岡崎駅前広場を黄色の4,600㎡の区域から、赤色の3,000㎡の区域へ変更するものでございます。名鉄東岡崎駅周辺は、現在、岡崎市により交通結節点機能の強化や、岡崎市の広域的な交流

拠点として多様な都市機能が集積し、連携する拠点整備が進められております。

拠点整備のために、岡崎市が策定した東岡崎駅北口駅前広場整備計画について、モニターにより説明いたします。駅前広場整備計画では、黄色で示した現在の駅前広場の区域周辺は、バス乗降場の機能を活かしながら、上空に橋上駅舎、駅ビルを整備することとしております。また、右側の赤色の区域には、タクシー、一般車等の交通を処理するため、駅前広場を計画しております。タクシー及び一般車乗降場等の駅前広場としての機能を黄色の区域から赤色の区域に変更するため、岡崎一色線東岡崎駅前広場の区域を、黄色から赤色に変更するものでございます。なお、バス乗降場、駅ビル等が計画されている緑色の区域は、岡崎市が都市計画交通広場として新たに都市計画決定することとしております。また、右上の緑色の区域には、観光バスや企業送迎バスの乗降場、自家用車の短時間駐車場、タクシー駐車場などが計画されております。この区域、岡崎市が都市計画交通広場として新たに都市計画決定することとしております。

次に、図面番号100の総括図4と101の計画図をご覧ください。図面中央、赤色の実線で囲まれた北部地区は、伊勢湾岸自動車道豊田南インターチェンジから南東へ約2 kmに位置する交通利便性の高い地区であり、工業団地の造成や工場の立地が進んでおり、良好な土地利用の推進を図るため、約34.6haを市街化区域に編入し、工業地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。また、西別所町牛引地区は、局部的な変更でございませう。

次に、図面番号103の総括図5をご覧ください。図面左側、赤色の実線で囲まれた区域が明祥(1)地区、図面中央やや右側、赤色の実線で囲まれた区域が山中地区、山中地区の左側、赤色の実線で囲まれた区域が南中根(1)地区で、区域区分及び用途地域を変更しようとするものでございます。また、明祥(2)地区、桜井北地区、南中根(2)地区は、局部的な変更でございませう。

図面番号104の計画図をご覧ください。国道23号の和泉インターチェンジから南西へ約3 km、2車線道路の沿道にある明祥(1)地区は、交通利便性が高く、工業団地の造成により、工場が立地しており、良好な土地利用の推進を図るため、約19.1haを市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございませう。

図面番号105の計画図をご覧ください。国道23号の藤井インターチェンジから北西へ約1 km以内に位置する山中地区は、交通利便性が高く、隣接する工業専用地域の既存工場の拡張用地として工業団地開発が行われており、良好な土地利用の推進を図るため、約5.4ha

を市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号107の計画図をご覧ください。国道23号の安城西尾インターチェンジから東へ1km以内に位置する南中根(1)地区は、交通利便性が高く、工業専用地域に隣接し、工業用地開発が行われており、周辺環境と調和した良好な工業団地を形成するため、約12haを市街化区域に編入し、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

次に、図面番号109の総括図6をご覧ください。刈谷市の中心部から知立市の中心部を示しております。図面左下、赤色の実線で囲んだ区域が刈谷市小垣江町大津崎地区、図面中央からやや左側、青色の実線で囲んだ区域が城町地区で、いずれも区域区分及び用途地域を変更しようとするものでございます。また、刈谷市日高町地区、知立市弘法下地区、小針下地区、高根地区、上重原町曇り地区は、局部的な変更でございます。図面中央の赤色の破線が都市計画道路の変更対象路線である刈谷知立線で、変更箇所を赤丸及び実線で示しております。本路線は、刈谷市と知立市を結ぶ都市幹線道路に位置付けられております。

図面番号110の計画図をご覧ください。名鉄三河線小垣江駅から西へ約1kmに位置する小垣江町大津崎地区は、内陸工業用地として都市基盤整備が行われており、工業用地として良好な土地利用の推進を図るため、約12.4haを市街化区域に編入し、工業地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

図面番号112の計画図をご覧ください。刈谷市役所から西へ約1.8kmの市街化区域外郭部に位置する城町地区は、河川に隣接する親水性を備えた公園として利用されておりますが、一部区域が河川区域内にあることから、その一部区域、面積約9.4haを市街化調整区域に編入するものでございます。

図面番号117の計画図をご覧ください。刈谷知立線は、都市計画道路に隣接する明治用水の暗渠化に伴う用水上部の遊歩道の整備に合わせ、その遊歩道を南側の歩道として取り込む形で現道が整備されました。現道の線形は道路構造令に適合しており、都市計画道路として必要な幅員も確保されていることから、既存建築物への影響を避けるため、黄色から現道用地を活用した赤色の線形に変更するものでございます。

次に、図面番号118の総括図7をご覧ください。幸田町の中心部を示しております。図面右下、赤色の実線で囲まれた区域が深溝里地区、図面中からやや下、赤色の実線で囲まれた区域が六栗地区、図面ほぼ中央、赤色の実線で囲まれた区域が岩堀地区で、それぞれ区

域区分及び用途地域を変更しようとするものでございます。また、図面中央やや上、赤色の実線の区域が用途地域を変更しようとする相見地区でございます。赤色の破線が都市計画道路の変更対象路線の芦谷蒲郡線、生平幸田線で、変更箇所を赤丸及び赤色実線で示しております。芦谷蒲郡線は、幸田駅から国道248号を結ぶ路線で、生平幸田線は、幸田町から岡崎市方面を結ぶ路線で、両路線とも都市幹線道路に位置付けられております。

図面番号119の計画図をご覧ください。東海道本線三ヶ根駅から北西へ約1kmに位置する深溝里地区は、国道248号沿いの生活利便性の高い地区であり、土地区画整理事業による計画的なまちづくりを推進するため、約11.6haを市街化区域に編入し、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%、建築物の高さの限度10mを定めようとするものでございます。

図面番号120の計画図をご覧ください。東海道本線幸田駅から南西へ約500mに位置する六栗地区は、生活利便性が高く、土地区画整理事業による計画的なまちづくりを推進するため、約10.1haを市街化区域に編入し、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%、建築物の高さの限度10mを定めようとするものでございます。

図面番号121の計画図をご覧ください。東海道本線幸田駅から北へ約1kmに位置する岩堀地区は、土地区画整理事業により計画的なまちづくりを推進するため、約6.3haを市街化区域に編入し、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%、建築物の高さの限度10mを定めようとするものでございます。

図面番号122の計画図と123の参考図をご覧ください。幸田相見特定土地区画整理事業の施行区域内の相見地区は、東海道本線の新駅、(仮称)相見駅の位置等の計画変更に伴う、土地利用計画の見直しが進められております。この見直しに合わせ、約1.3haの区域を適切な用途地域に変更しようとするもので、駅北側の商業的な利用を図る地区を第一種住居地域から商業地域、容積率300%、建ぺい率80%へ、また、駅北側の一定の店舗等を許容する地区を第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%へ、駅南側の一定の店舗等を許容する地区を商業地域、容積率300%、建ぺい率80%から第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。

図面番号124の計画図をご覧ください。芦谷蒲郡線は、幸田駅前地区のシンボルロードとして位置付けられるとともに、沿道が商業地域に指定されている区間については、歩行者の交通量が多いため、幅員4mの自転車歩行者道を設けることとしております。

一方、商業地域以外の区間については、歩行者の交通量を考慮して幅員3mの自転車歩

行者道を設けることとし、道路の幅員を黄色の20mから赤色の18mに変更するとともに、地域の土地利用に合わせ、一部線形を黄色から赤色で示したように変更するものでございます。

生平幸田線は、芦谷蒲郡線との交差点部の円滑な交通処理を図るため、右折車線を設置し、幅員を黄色の12mから赤色の15mへ変更するものでございます。

次に、図面番号125の総括図8をご覧ください。図面中央、赤色の実線で囲まれた区域が桑畑(1)地区で、区域区分及び用途地域を変更しようとするものでございます。図面左側、赤色の実線で囲まれた区域が鳥羽地区、図面中央、桑畑(1)地区の間に位置いたします赤色の実線が桑畑(2)地区、図面中央やや右側、赤色の実線が中柴(2)地区で、いずれも用途地域を変更しようとするものでございます。また、笠外(1)地区、中柴(1)地区、笠外(2)地区、見影地区、城越地区、田中地区、本郷地区は、局部的な変更でございます。

図面番号126の計画図をご覧ください。桑畑(1)地区は、東幡豆港の港湾施設整備を目的とした公有水面埋立事業が竣功したことから、約3.7haを市街化区域に編入し、準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。また、港湾管理者である幡豆町が臨港地区を決定する予定でございます。

図面番号130の計画図と131の参考図をご覧ください。幡豆町西部の名鉄蒲郡線三河鳥羽駅の南に位置する鳥羽地区は、地区施設の計画的な整備を誘導し、中低層住宅地としての良好な市街地形成を図るため、地区計画の決定と合わせて、約10.6haの区域を適切な用途地域に変更しようとするものでございます。また、周辺の土地利用との整合性や将来土地利用計画等を考慮して、第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。

図面番号140の計画図と141の参考図をご覧ください。桑畑(2)地区は、桑畑(1)地区と同様に、東幡豆港に位置し、港湾施設整備を目的とした公有水面埋立事業が竣功した地区であり、既に周辺港湾施設と一体的に土地利用が図られており、良好な土地利用の推進を図るため、周辺の用途地域との整合性や将来土地利用計画等を考慮して、第一種住居地域から準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。また、幡豆町が臨港地区を決定する予定でございます。

図面番号142の計画図9と143の参考図をご覧ください。中柴(2)地区は、現在、桑畑(2)地区と同様に東幡豆港に位置し、港湾施設整備を目的とした公有水面埋立事業が竣

功した地区でございます。既に周辺港湾施設と一体的に土地利用が図られており、良好な土地利用の推進を図るため、周辺の用途地域との整合性や将来土地利用計画等を考慮して、第一種住居地域から準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%へ変更しようとするものでございます。また、幡豆町が臨港地区を決定する予定でございます。

続きまして、図面番号144の総括図9をご覧ください。幡豆町の南部を示しております。赤色の破線で示しておりますのが、都市計画道路の変更対象路線であり、図面左上から国道247号に向かう西尾幡豆線、図面左下から国道247号に向かう富好新田宮崎鳥羽線、図面中央右寄りの蛇山線でございます。また、図面左側と図面中央の黄色で示しております幡豆海岸通線及び西幡豆駅前線は、いずれも廃止路線でございます。また、緑色の実線は、幡豆町決定の関連路線でございます。水色の実線は、幡豆町が廃止する都市計画道路でございます。

幡豆町の都市計画道路は、昭和40年代に、三ヶ根山、うさぎ島・猿ヶ島、愛知こどもの国等の施設を中心とした観光都市として市街地の発展を目的に決定されました。しかしながら、近年、ラグーナ蒲郡などの大型観光・レクリエーション施設のオープンや、三ヶ根山の展望台などの観光施設の撤退などにより、観光客が減少しております。このため、幡豆町は、都市計画道路の全面的な見直しを必要とし、平成19年度策定の幡豆町都市計画マスタープランで示された「都市計画道路の見直しの方針」に基づき変更するものでございます。

黄色で示しております県決定の幡豆海岸通線は、幡豆町の都市計画マスタープランに、「4車線の道路の整備は市街地が分断されるおそれがあること」、「一部区間においては臨港道路が並行に整備されていること」から、廃止の方針が示されております。更に、緑色の実線で示しましたが、現道を活用した幡豆町決定の2車線の幡豆海岸通線が追加されること、幡豆町の通過交通は、国道247号による処理が可能であることから、幡豆海岸通線を廃止するものでございます。

また、幡豆町が現道を活用した西幡豆線を追加するとともに、中部幹線とあわせ、その機能の代替が可能となることから、幡豆海岸通線から西幡豆駅へ連絡する西幡豆駅前線を廃止するものでございます。

図面番号145の計画図をご覧ください。富好新田宮崎鳥羽線及び西尾幡豆線は、幡豆海岸通線の廃止と国道247号へ接道する現道が別に整備されていることから、黄色から赤色の線形に変更するものでございます。なお、西尾幡豆線は、一般部の幅員は変更いたしません

が、交差点部の幅員は右折帯を設置するため、12mから15mに変更するものでございます。

図面番号146の計画図をご覧ください。モニターに、変更箇所である交差点付近の拡大図を示しております。蛇山線は、新たに追加される幡豆町決定の東幡豆臨港線と接続するため、終点の位置を変更するものでございます。

次に、図面番号147の総括図10と148の計画図をご覧ください。図面中央やや左側、赤色の実線で囲まれた岡山地区は、都市計画道路西尾吉良線沿道の市街化区域に隣接した工場用地として、一体的な開発が行われており、良好な土地利用の推進を図るため、約0.04haを市街化区域に編入し、工業地域、容積率200%、建ぺい率60%を定めようとするものでございます。

次に、図面番号149の総括図11をご覧ください。図面中央の赤の実線で囲まれた区域が新川地区で、臨港地区を定めようとするものでございます。赤色の破線が都市計画道路の変更対象路線である米津碧南線で、変更箇所を赤丸及び赤色実線で示しております。米津碧南線は、碧南市の骨格を形成する路線として、地区幹線道路に位置付けられております。

図面番号150の計画図をご覧ください。新川地区は、公有水面埋立事業の竣功により、港湾施設の埠頭用地として既に土地利用されていることから、約2.4haを臨港地区に定めようとするものでございます。

図面番号151の計画図をご覧ください。米津碧南線は、橋梁部を直線から曲線にすることにより、都市計画道路衣浦豊田線との交差角を直角に近づけることで交差点部の安全性の向上が図られるため、線形を黄色から赤色へ変更しようとするものでございます。

ここまでが個別案件でございます。

続きまして、第29号議案に関するA手続51路線、B手続64路線について説明いたします。

A3参考資料37ページから57ページをご覧ください。なお、モニターへの表示はございませんので、A3参考資料38ページをご覧ください。1段目の西尾知多線は、現在の衣浦東部都市計画区域と西尾幡豆都市計画区域に跨がって定められていたものを、都市計画区域の再編により西三河都市計画区域に変更するとともに、路線を統合し、更に起点と終点の入れ替えを行うものでございます。

次に、51ページをご覧ください。1段目の衣浦蒲郡線は、路線の統合のほか、「地表式の区間における鉄道等との交差の構造」の欄に、名鉄西尾線との立体交差を追加するとともに、幹線街路との平面交差箇所数を変更しております。

以降、A手続及びB手続に関する115路線について、新旧対照表において、同様に青文字、

赤文字により、その変更の内容をお示しいたしました。

これらの案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第26号議案から第29号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第26号議案から第29号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、第30号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第31号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」は関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

それでは、第30号議案及び第31号議案を説明いたします。

図面番号152の総括図1と、併せてA2判の東三河都市計画区域図をご覧ください。図面中央少し上側、赤色の実線で囲んだ区域が、区域区分を変更しようとする田原4区地区及び田原第2船だまり地区でございます。

図面番号153の計画図をご覧ください。田原4区地区は、公有水面埋立事業の竣功により、良好な工業用地としての将来の土地利用計画を実現するため、約93haを市街化区域に編入しようとするものでございます。なお、東三河都市計画区域においては、用途地域は市が定めることとなっております。本地区は、田原市が約74.9haを工業専用地域、臨海緑地の区域、約18.1haを工業地域に定めることとしております。

図面番号154の計画図をご覧ください。田原第2船だまり地区は、公有水面埋立事業の竣功により、埠頭用地として整備された区域、約1.3haを市街化区域に編入しようとするもの

でございます。用途地域は、田原市が、準工業地域を定めることとしております。

続きまして、図面番号155の総括図2と156の計画図をご覧ください。田原4区地区及び田原第2船だまり地区を含む、赤色の実線で囲んだ地区が田原地区でございます。本地区は、公有水面埋立事業の竣功により、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、約103haを臨港地区に定めようとするものでございます。

続きまして、図面番号159の総括図4と162の計画図をご覧ください。図面左下、赤色の実線で囲んだ神野西地区は、公有水面埋立事業の竣功により荷さばき施設・保管施設などの公共埠頭用地として整備された区域、約9.4haを市街化区域に編入しようとするものでございます。用途地域は、豊橋市が工業専用地域を定めることとしております。また、高州町地区、王ヶ崎町地区は、局部的な変更でございます。

図面番号163の総括図5をご覧ください。図面中央下の赤色の実線で囲まれた区域が神野地区、図面中央上側赤色の実線で囲まれた区域が御津地区で、臨港地区を定めようとするものでございます。

図面番号164の計画図をご覧ください。神野地区は、公有水面埋立事業の竣功により、市街化区域に編入をする神野西地区と、既に港湾施設として土地利用がされている市街化区域、約29.8haを、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めようとするものでございます。

図面番号165、166の計画図をご覧ください。図面番号165の計画図は、御津地区のうち主に豊橋市側を、図面番号166の計画図は、主に豊川市側を示したものでございます。本地区は、公有水面埋立事業が竣功し、既に臨海緑地として利用されている区域で、約65.3haを港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めようとするものでございます。

次に、図面番号167の総括図6と168の計画図をご覧ください。図面右下、赤色の実線で囲まれた原地区は、隣接する市街化区域と一体的に工場用地として土地利用されており、都市の将来像における地域の位置付けに沿った良好な土地利用を図るため、約0.3haを市街化区域に編入しようとするものでございます。用途地域は、豊橋市が工業専用地域を定めることとしております。また、牛川町地区、多米町地区は、局部的な変更でございます。

続きまして、図面中央171の総括図7と172の計画図をご覧ください。

A3参考資料12ページ、「一覧表」の麻生田地区の市街化区域の境界は、旧豊川市側が帯川の法尻に、旧一宮町側が帯川の中央部分にある旧の行政界となっておりますが、平成18年2月の市町村合併に伴い、整合のとれた一体的な土地利用を図るため、当該区域を市

街化区域に編入するもので、局所的な変更理由 「その他の市町村合併に伴うもの」にあ  
たります。用途地域は、豊川市が、第一種住居地域及び準工業地域を定めることとしてお  
ります。

次に、図面番号173の総括図 8 と175の計画図をご覧ください。図面上やや右側、赤色の  
実線で囲んだ蒲郡地区は、公有水面埋立事業が竣功し、既に臨海緑地等として利用されて  
いることから、約3.1haを港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるも  
のでございます。また、西浦町東稲生地区は、局所的な変更でございます。

これらの案件につきまして、平成22年 6 月11日から 6 月25日までの間、公衆の縦覧に供  
しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、関係市に意見照会いたしましたと  
ころ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第30号議案及び第31号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第30号議案及び第31号議案につきましては、原案のと  
おり可決いたしました。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

大変、長時間にわたりまして、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。  
今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。

（閉会 午後 3 時48分）